第十七条第一項中「第三項」の下に「又は次条第四項」を加え、同条第二項中「規定による」、「又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地保全・緑化推進法人」という。）」及び「又は緑地保全・緑化推進法人」を削り、同条第三項中「、町村又は緑地保全・緑化推進法人」を「又は町村」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（都市緑化支援機構による特定緑地保全業務）

第十七条の二　都道府県等は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該都道府県等における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構に対し、当該土地（以下この条及び第七十条において「対象土地」という。）について、第七十条第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「特定緑地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

2　前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該要請をした都道府県等に対し、特定緑地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

3　前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の都道府県等は、当該通知の後速やかに、特定緑地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「業務実施協定」という。）を締結するものとする。

一　都市緑化支援機構が第七十条第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期

二　都市緑化支援機構が第七十条第二号に掲げる業務として行う機能維持増進事業の内容及び方法

三　都市緑化支援機構が第七十条第三号に掲げる業務として行う対象土地の管理の内容及び方法

四　都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る対象土地を保有する期間（当該買入れの日から起算して十年を超えないものに限る。）

五　前号の期間内において都市緑化支援機構が第七十条第四号に掲げる業務として行う都道府県等への対象土地の譲渡の方法及び時期

六　都市緑化支援機構による第一号から第三号まで及び前号に規定する業務の実施に要する費用であつて都道府県等が負担すべきものの支払の方法及び時期

七　その他国土交通省令で定める事項

4　都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。

5　前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の都道府県等が、業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。

6　前二項に定めるもののほか、都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、特定緑地保全業務を行わなければならない。

7　第五項に定めるもののほか、都道府県等は、業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号に規定する費用を負担するものとする。

第十八条中「、市町村又は緑地保全・緑化推進法人は、前条第一項又は第三項」を「は、第十七条第一項若しくは第三項」に、「土地」を「土地又は業務実施協定に基づいて都市緑化支援機構から譲渡を受けた土地」に、「第四条第二項第四号ロ」を「第三条の三第二項第六号」に、「基本計画」を「広域計画」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、市町村について準用する。この場合において、同項中「第三条の三第二項第六号に掲げる事項を定める広域計画」とあるのは、「第四条第二項第六号ハに掲げる事項を定める基本計画」と読み替えるものとする。

第三章第二節中第十九条の次に次の二条を加える。

（都市計画の決定等に関する特例）

第十九条の二　市町村が第四条第二項第六号ロに掲げる事項を定めた基本計画を同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により公表した場合において、当該市町村が都市計画に特別緑地保全地区内の土地を都市計画法第十一条第一項第二号に掲げる施設である緑地として定めるときについては、同法第十六条の規定及び同法第十九条第三項から第五項まで（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、同法第十九条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該都市計画の案について異議がある旨の第十七条第二項の規定による意見書の提出がなかつたときは、その議を経ることを要しない」とする。

（都市計画事業の認可に関する特例）

第十九条の三　市町村は、第四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項として、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定により都市計画に定められた緑地の整備に関する事業の施行について都市計画法第五十九条第一項又は第四項の認可に関する事項を定めることができる。

2　市町村は、基本計画に前項に規定する事項を定める場合においては、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に協議をするとともに、市にあつては都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならない。

一　前項に規定する事業を都市計画事業として施行する場合には都市計画法第五十九条第六項の規定により同項に規定する施設を管理する者

二　前項に規定する事業を都市計画事業として施行する場合には都市計画法第五十九条第六項の規定により同項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要することとなるとき　当該事業を行う者

3　第一項に規定する事項が定められた基本計画が第四条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に第一項に規定する事業を実施する市町村又は都市緑化支援機構に対する都市計画法第五十九条第一項又は第四項の認可があつたものとみなす。

第二十条第一項中「以下同じ」を「第三十九条第一項において同じ」に改め、同条第四項中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改める。

第二十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に、「一時使用」を「一時的に使用する施設」に改め、同条第三項第一号中「及び緑地保全計画」を削り、「緑地保全計画に第六条第三項第二号」を「基本計画に第四条第二項第五号ハ」に改め、同項第二号中「第四条第二項第四号ハ」を「第四条第二項第六号ニ」に改め、同条第四項中「定めようとする」を「定める」に改め、同条第五項中「締結しようとする」を「締結する」に改める。

第三十条中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「並びに」を「又は第十七条の二第五項の規定による負担並びに」に、「同条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条第二項中「緑地保全計画」を「基本計画」に改める。

第五十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号ロ」を「第八十二条第一号ロ」に改め、同条第二項中「第四条第二項第六号」を「第四条第二項第八号」に、「同項第八号」を「同項第十号」に改め、同条第三項中「（緑地保全地域内にあつては、基本計画及び緑地保全計画。第六十一条第一項第六号において同じ。）」を削り、同条第五項及び第七項中「定めようとする」を「定める」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条　削除